

令和7年11月28日

筑紫野市議会

議長 原口 政信 様

議会運営委員会

委員長 高原 良視

令和7年度 議会運営委員会行政視察研修報告書

議会運営委員会行政視察研修について、下記のとおり報告します

記

1. 視察日

令和7年11月17日（月）～11月19日（水）

2. 視察先及び研修項目

11月17日（月） 東京都調布市

- 議会改革の取組について
- 予算審査、決算審査の審査方法について
- 議会のICT化について

11月18日（火） 福島県郡山市

- 議会改革の取組について
- 予算審査、決算審査の審査方法について
- 議会ICT化について

11月19日（水） 福島県会津若松市

- 予算審査委員会、決算審査委員会の審査について
- 議会ICT化について

3. 視察者

議員 高原 良視 委員長、辻本 美恵子 副委員長、横尾 秋洋 委員、  
上村 和男 委員、赤司 泰一 委員、西村 和子 委員、  
八尋 一男 委員、坂口 勝彦 委員、  
原口 政信 議長、白石 卓也 副議長  
随行者 議会事務局 荒金局長、議事課 栗原係長

4. 内容 別紙のとおり

# 東京都 調布市

視察日 令和7年11月17日  
説明者 調布市議会 議会事務局  
次長 福山 武志様  
係長 小俣 健二様

## 【調布市の概要】

調布市は、東京都のほぼ中央、多摩地区の南東部に位置し、新宿副都心へ15kmの距離にある。市の東は世田谷区、北は三鷹市、小金井市、西は府中市、南は狛江市及び多摩川を挟んで稲城市、神奈川県川崎市に隣接している。近年では、令和元年ラグビーワールドカップの大会、令和3年はオリンピックパラリンピックが開催。また、毎年、調布の花火大会は多摩川の河川で開催されている他、トピックスとしては、調布市がドラマ舞台となった「ゲゲゲの女房」を契機として、多くの来街者で賑わい、関連イベントも開催している。

調布市：人口 239,726人（令和7年4月1日）面積 21.58 km<sup>2</sup>  
議員定数 28名

## 【視察目的】

予算・決算の審査方法の確立をめざして「機能強化」と現在進行中のICT化について「情報共有」。また「住民参加」と3つのテーマで視察を行った。

## 【視察のポイント】

- ・委員会の形は、訪問先3自治体は全て異なっているが、各常任委員会の活動が中心であることは共通している。委員会がどのように決まったか。
- ・常任委員会の審査を深めるための事前準備など、資料の揃え方、調査方法や活動内容。
- ・委員会（議会）の意思として、総括質疑、議会からの提言など、まとめかた。

## 【予算審査・決算審査の状況】

- ・予算審査・決算審査に特化した委員会はない。
- ・歳入等：総務委員会に一括付託
- ・歳出：4常任委員会・分割付託→総務委員会・文教委員会・厚生委員会・建設委員会（国保会計は、総務・厚生各常任委員会に分割付託）

## 【質疑応答】

### (1) 予算審査・決算審査の審査方法について

Q1：予算審査・決算審査に特定の委員会を設置しないことのメリットについて

A：・分割付託された任委員会で、丁寧な質疑を行うことができる。

- ・4委員会同時開催のため、限られた会期日程の中で、効率的に審査を行うことができる。
- ・各常任委員会に分割付託することで、全議員が、予算・決算の審査に関わることができる。

Q2：予算審査・決算において、分割付託を受ける常任委員会の準備、審査に向けた資料の請求、議員全員の情報共有をどのように行っているかなどの詳細な審査の流れについて

A：・委員会室に入室できる定員に制限があるため、課ごとに説明員を入れ替えながら審査している。

- ・通常の議会活動に必要な資料請求は、議長を經由して執行部へ請求。委員会審査に必要な資料は、委員会毎に事前に執行部から送付され、ホームページで公開。

なお、委員会中に資料が必要となった場合には、委員会で諮り資料要求する。

- ・情報共有は、審査前は、予算内示会。開会後は、代表質問、上程時の質疑などで行う。

Q3：予算審査の最終的な判断、決算認定の判断にむけて、審査の過程の情報共有について

A：・4人以上の会派の場合は全ての委員会に委員がいるので会派で共有してもらう。

4人以下の会派の場合は、ネット中継（録画放送）を確認いただくか、委員長に審査概要等について聞き取りするなどの対応をしている。

最終的には、各委員会の結果（予算・決算以外の議案等も含む）を委員長から議長に対し報告している。

Q4：分割付託したものをどのように集約して議決に結びつけるのか、議会としての採決に至る過程について

A：・委員会では、常任委員会毎に、討論・採決を行い、本会議で委員長がその結果、討論の概要を報告。報告に対する質疑の後、議案に対する討論、採決を行う。

Q5：決算審査と予算審査をどのように連動させているかについて

A：・決算の意見は、委員会審査や、本会議での討論で示されるとともに、各会派ごとに、翌年の予算に向けた要望等に集約して執行機関に伝えられる。

Q6：予算審査、決算審査について今後改善、改革等を考えているか

A：・全議員が、歳入を含めて審査を行う場については、環境が整えば行う課題として議会改革検討代表者会議（平成24年11月19日合意）で整理。令和4年第3回定例会では、試行として、一般会計決算上程時に、全会派が総括的質疑を行った。

### (2) 議会のICT化について

Q1：災害対応におけるオンライン会議をどのくらいの頻度で行っているかについて

A：・災害対策支援本部設置訓練として年2回、各常任委員会のオンライン会議訓練として適宜（年1回程度実施予定）開催。

**Q2：議場におけるタブレットのキーボード及び携帯の使用に関するこれまでの経過について**

A：・平成19年6月21日 幹事長会議決定

議員及び理事者は、議場への携帯電話持ち込みを不可とする。

傍聴者から会議の記録をするためパソコンの持ち込みについて要望がなされたが、キー操作音が会議の妨げになることや持ち込まない傍聴者への配慮等から、これを許可しないこととした。

・令和2年11月5日 議会運営委員会決定

本会議委員会等において、議員は、タブレット端末を活用し、ペーパーレス化を推進するものとする。理事者においても、タブレット端末等の使用を認めるものとする。

※会議中は貸与品以外のタブレット端末付属品（キーボード等）の使用を不可とする。

・令和6年8月30日 議会運営委員会決定

議員は、災害時等の対応強化を目的として、貸与されているタブレット端末でのキーボードの使用を許可し、理事者においてはキーボードの使用に加え、貸与されているノートパソコンの持ち込みを許可する（試行）。

・令和7年5月12日 議会運営委員会決定

上記の試行を本格実施するとともに携帯電話の持ち込みを許可

※議員の電子機器等は貸与されているタブレット及び個人のスマホのみで私用PCやタブレットは不可

・令和7年5月30日第2回定例会

調布市議会傍聴規則及び調布市議会委員会傍聴規程を改正

「携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。」とし、傍聴者を含め電子機器等の持込を可とした

**Q3：委員会の録画映像配信について視聴状況や市民の反応などからわかる効果及び課題について**

A：・本会議・委員会中継のインターネット中継に合わせ、執行機関と調整し、議会に提出された議案、資料等をホームページで公開し、市民との情報共有の水準を高めることができた。

・全ての会議のインターネット中継を行ったことにより、これまで、傍聴にこられた市民の方が自宅で視聴するケースが増え、傍聴者数が減少する傾向にある。

**Q4：字幕を表示するモニターをどこに設置しているか、またその場所に選定した考えについて**

A：・報道傍聴席の中央にモニターを設置。当事者の声及び多くの傍聴席からの見えやすさを考慮し決定。

**Q5：録画配信に字幕を表示しない考えについて**

A：・録画配信については、公式の会議録ではない旨を表示しているが、誤変換のままによるトラブル防止や本来の会議録作成の作業への影響も考慮し、表示しないこととしている。

**Q6：議会資料のペーパーレス化の状況について**

A：・令和2年10月サイドブックス、LINEワークスを導入。議会運営のペーパーレス化を試行実施。試行期間中は、従来どおり紙資料を配付。令和3年第3回定例会以降ペーパーレス会議本格実施。配布資料の電子化。（完全にはペーパーレス化できなかった。今後の課題）

**Q7：議会情報の発において、SNSの活用をどのようにしているかについて**

A：・適宜、市の公式X・LINEなどで、事務局が発言をする。

**Q8：議会情報の発信において、議員と事務局の役割分担をどのようにしているかについて**

A：・会議の開催状況、会議結果、市議会だより、各種イベント（議会報告会・議場コンサート等）市のホームページへ掲載する内容については、基本的に事務局で作成。  
※各種イベントのお知らせは議員個人の SNS 等でも行っている

### （3）議会改革の取組について

Q1：議会基本条例の検証における検証シートの作成手順及び個人の評価をどのようにとりまとめているかについて

A：・検証シートについては、会派ごとに取りまとめて作成するため、基本的に個人の意見としては記録していない。

### 【まとめ】

調布市議会の取組は議会運営改革と ICT 化が段階的に行われ、制度として定着している点が参考となった。予算・決算審査に特化した委員会を設置せず、所管ごとに常任委員会へ分割付託方式で審査されており、決算審査で出た意見が執行部に反映されているかを翌年度の予算審査でチェックする仕組みになっている。ICT 化については、平成 21 年からインターネット中継を開始。平成 28 年から議会運営委員会、特別委員会、全員協議会の中継を開始し、市民への開かれた議会づくりに取り組んでいる。また、傍聴席では AI を活用した字幕表示を令和 7 年第 3 回定例会から試行実施されている。本市においても現状を踏まえ可能な部分から検討・導入を図り、議会機能の向上と市民から信頼される議会運営の実現につなげていきたい。

### 【視察状況】



## 福島県 郡山市

視察日 令和7年11月18日(火)

説明者 郡山市議会事務局 主査兼係長 赤沼研志様  
郡山市議会事務局 係長 古川 翼 様  
(記録) 八尋 一男

### (郡山市の概要)

郡山市は、福島県の中通り中部に位置する市で中核市に指定されている。東北地方有数の商工業都市であり、南都群山、経済県都とも呼ばれ、宮城県仙台市(約109万人)に次いで東北地方で第2位、県庁所在である福島市(約27万人)を上回る県内最多の人口(31万人)を有する。市街地エリアは栃木県の宇都宮市と宮城県の仙台市の間に位置しており、東北新幹線・東北本線・東北自動車道・国道4号で繋がれている。西(日本海側)の会津若松市や新潟市と東(太平洋側)のいわき市へは、磐越自動車道や磐越西線・磐越東線および国道49号で移動することが可能、県内の**交通十字路口として拠点化が進み、経済・内陸工業・流通・交通の要衝**として、仙台市に次ぐ東北地方第二の人口と経済規模を要する群山都市圏を形成している。圏域放送をしているテレビ局2局とFM局1局が立地し情報集散地の一つとして機能している。

明治時代に開削された**安積(アサカ)流水**によって猪苗代湖の水を農業用水として引き入れ農業や工業が発展した。大正時代には市制施行により福島県最大の都市となった。

令和7年3月の人口は317,263人、面積(757,020km<sup>2</sup>)は、筑紫野市の8.6倍である。

**議員数は38名**となっている。

### (視察の目的)

開かれた議会を目指し住民意見の反映の仕方、議会改革の取り組み。予算審査は各常任委員会に付託を行う委員会重視の審査手法、議会ICT化の新しい取り組みを学び**住民福祉の向上に繋ぐ**。

### (具体的内容)

- ① 議会改革の取り組みについて
  - ・令和6年11月に議会報告会・意見交換会を実施→**予算にどう反映されたか**
  - ・開かれた議会を目指し、市民の意見や提言を広く聴取するため、議会モニター制度を設けている。
  - ・市民に開かれた議会を目指し、より身近に議会を感じて頂くために、議場見学を行っている。
- ② 予算審査、決算審査の審査方法について
  - ・予算審査は、**各常任委員会に分割付託を行い、審査を行っている**
  - ・決算審査は、議長及び議会選出の**2名の監査委員を除いた全議員**で構成する決算特別員会で審査を行っている。
- ③ 議会ICT化について
  - ・平成19年6月定例会から、本会議のインターネット生中継・録画中継を開始し、令和7年4月から配信方法をYouTubeによる生中継・録画中継配信に変更している。

について説明を受けた。

## 《今後の課題》

各常任委員会の所管事業の中から、6月定例会で事業を選定し進捗報告の聴取と評価を実施、翌年の9月定例会にて委員長報告としているが、運用はうまくいってなく見直しが必要とのこと

### (主な質疑応答)

#### (1) 予算審査、決算審査の審査方法について

- ① 問：予算審査に特定の委員会を設置していない事のメリットをどのようにお考えでしょうか  
答：ずっと以前から分割付託を実施（38名全員で行うのは無理かも）、決算審査は18年前から特別委員会になった。
- ② 問：予算審査において、全員協議会での説明や質疑のあと、審査に向けた常任委員会での取り組みはどのように進行されているか、予算案を審議する時の資料の請求など、詳細な審査の流れをご教示下さい。  
答 資料については特別ありませんが、常任委員会では同じ内容の説明を受けることとなる
- ③ 問：各常任委員会の審査報告から、他の常任委員会所属議員からの質疑・採決までどのような動きになるのでしょうか  
答 質問内容を事務局経由で流し全協では議員が個別に質問を行い全員共有はされていない
- ④ 問：決算特別委員会開催中の現地調査を行うことについての決定は、どのように行われているかご教示ください  
答 正副委員長と事務局で決め、38名中半分以上は参加している、(5か所調査)
- ⑤ 問：決算特別委員会において、審査に向けた資料の請求、書類審査などをどのように行われているか、具体的な方法についてご教示ください。  
答 各議員より所定の用紙にて事務局経由で資料請求している
- ⑥ 問：決算審査と予算審査をどのように連動させているかご教示ください  
答 会津若松さんがうまくやってあるのでそこで聞いて下さい
- ⑦ 問：決算審査において議選監査委員を除くことにおけるお考えをご教示ください  
答 議選監査委員除くのみで説明なし
- ⑧ 問：予算審査、決算審査について今後改善、改革などを考えているかご教示ください  
答 既述の今後の課題の通り

#### (2) 議会の ICT 化について

- ① 問：本会議のLIVE中継、録画配信を **You Tube に変更した**メリットはなんのでしょうか  
答：運営経費が大幅削減（530万円→初期投資の176万円+運用経緯費13万円）  
視聴件数が183%UP、編集が自前になったが容易であった。
- ② 問：You Tube によるインターネット配信の視聴状況や市民の反応などから分かる効果及び課題をご教示ください  
答 令和6年（6月～10月）と令和7年の比較では、アーカイブ配信が3253→8579件（263%UP）、インターネット配信は10190→18653件（183%UP）でありアクセスが容易で増えた。
- ③ 問：委員会の映像配信についてご検討されているか、課題をお持ちかご教示ください  
答 YouTube による議会中継で、不適切な二次利用をルール化した  
質疑の趣旨を損なわない範囲で行う加工及び編集はこの限りでない

- ④ 問：議会資料のペーパーレス化の状況を具体的にご教示ください  
答 令和7年11月にタブレット端末更新（5年間）運用経費143,957円/月  
ペーパーレス化による効果は95000枚/年削減
- ⑤ 問：議会情報の発信において、SNSの活用をどのようにされているかご教示ください  
答 やっていない
- ⑥ 問：議会情報の発信において、議員と事務局との役割分担をどのようにされているか  
ご教示ください  
答 別紙参照

### （3）議会改革の取り組みについて

- ① 問：PDCAサイクルにおける評価の対象事業の選定から評価報告の作成までの一連の流れについてご教示ください。  
答：各常任委員会の所管事業の中から、6月定例会で事業を選定し進捗報告の聴取と評価を実施、翌年の9月定例会にて委員長報告としている。評価方法が手探りで明確でない、具体的な指摘事項の実績がない。制度効果の検証が必要。
- ② 問：議決事件への積極的な対応について、どのような検討をされているかご教示ください  
答 やっていない
- ③ 問：議会図書室の運営をどのようにされているかご教示ください  
答 議員の調査研究に資すると考えられる図書を、各定例会前を目安に定期的に購入、更新内容などSidebooksで周知、詳細は添付参照ください
- ④ 問：条例の検証と評価について、各議員の評価をどのように集計されていますか  
答 平成27年に制定された、特別委員会を立上げ（H.29.12～H.31.2）開催回数23回行った結果、タブレット端末の導入、一問一答方式の導入、議会PDCAサイクルの導入議会BCPの策定（災害時の議会の対応）が実施することになった。

### （まとめ）

住民福祉の向上を念頭に監視と市民意見の反映について学び、参考にすべき点があった  
具体的には

- ①議会中継における文字表示と手話通訳導入（文字表示しても生れつきの人は理解できない）  
ワイプ画像を挿入 \*字幕と手話両方は郡山市議会のみ。令和7年9月定例会から  
初期経費 340万円、運用経費・人件費197万円、保守委託料13万円
- ②議会モニター  
18歳以上の市民30人程度に対し、1年以内の任期でモニターを依頼。会議を傍聴・視聴して運営に対する意見、市議会だよりや市議会WEBページに対する意見をだしてもらおう。  
一般公募、商工会議所や学校から推薦してもらおう、
- ③ 議会基本条例の検証と評価は特別委員会にて実施
- ④ YouTubeによる議会中継  
運営経費の大幅削減と視聴件数増になっている。

## 【視察研修状況】



# 福島県 会津若松市 視察報告

視察日 令和7年11月19日  
説明者 会津若松市議会  
議長 清川雅史 様  
予算決算常任委員会  
委員長 小倉孝太郎 様

## 【会津若松市の概要】

会津若松市は、明治32年に市制施行され、人口109,671人、49,360世帯（令和7年9月1日現在）市域面積382.99㎢

福島県の西部に位置し、磐梯山や猪苗代湖など豊かな自然に恵まれている。古くは会津藩の城下町として栄え、鶴ヶ城をはじめとする史跡、会津塗、絵ろうそく、会津の日本酒などの伝統工芸や文化が受け継がれており、精密機器メーカーや会津大学など、ICT産業も立地している。

## 【視察目的】

筑紫野市議会運営の課題としている、予算審査委員会のありかた、決算審査委員会の審査について、議会ICT化についてを、先進自治体の会津若松市に学ぶことを目的とする。

## 【視察内容】

### I 会津若松市議会について

#### ●会津若松市議会について

- ・平成の大合併が議会改革を行う大きな動機になった。議員定数は、平成19年の合併時最大61名だったが徐々に削減し、現在は定数28名で、女性議員は5名である。
- ・委員会構成は、5常任委員会、議会運営員会、議会強化特別委員会、その他にかかる諸委員会、議員全員協議会、広報委員会。議会事務局職員は11名である。
- ・市は委員会中心主義だが、町村議会は本会議中心主義であり、平成16年（北会津町）、平成17年（河東村）との合併時において、制度が異なるため、なかなか協議が進まなかった。

#### ●議会改革のスタート

- ・平成19年の統一地方選挙での第1回の新しい議会で、議長副議長が、議会改革の考え方と計画を提示して当選し、一気に進むことになった。

#### ●議会改革における具体的検討事項

- ・議会制度検討委員会を設け、会津若松市議会はどのようなビジョンで進めていくのか、理想的な姿をどのように考えていくのかという、議会改革の理念と基本方針の

検討を行った。

●議会が実現すべき理想的な姿（ビジョン）

- ・二元代表制の趣旨を踏まえ、市長と相互の抑制と均衡を図りながら、自治体の自立に対応できる機会と自らを改革していく必要性と、多様な市民の意見を多様に代表する合議機関としての特性を最大限生かしていくことを基本的に考え、そのために監視機能、政策立案機能、市民参加と団体を総合的に捉え、団体意思決定機能を向上させていかなければならないと考えた。
- ・市民参の機会を明確にすることと、議員間討議を実施することは、協働型議会の基本である。

※協働型議会とは、正大学の教授江藤俊昭教授による提案

●議会に期待される責務（ミッション）

- ・市民本位の政策を決定するとともに、その執行を監視し、更に政策提言、政策立案を積極的に行うこと、最終的には議会活動の目的は、市民福祉の向上と政策の発展に寄与していくことを決意している。

●議会基本条例と協働型議会

- ・検討する過程では、「新たにビジョンやミッションを決めて進めて本当にその効果はあるのか」や、極端な言い方をすると、「我々がやってきたことをすべて否定するのか」という意見もあり、非常な困難があった。

●目指す議会像（イメージ）

- ・検討主体として議会制度検討委員会が設置され、2名の市民委員、男性1名、女性1名に委員になっていただいたが、この市民のお2人のご意見が大きな効果があった。

議会内では、期数の多い議員の声が強い場合、どうしても議論がそちらに流れる傾向があるが、市民委員お2人から「それは議会の議論であって、我々市民にとっては今の議会は何をやっているかわからない。市議会がどのように機能してそれが私たち市民のためにどのように役立つのかということを確認すべき。

公開性と公正性を担保するためにも、議会改革をぜひ進めるべき。」という意見が出され、それで一気に議会改革へと流れが変わった。

●会津若松市議会の9の特徴（概要）

1. 政策サイクルのと決算審査予算審査の連動 市民の意見を施策に反映させる

- ・7月から決算審査の準備として、各分科会において、論点抽出を行うために委員全員が問題意識を論点シートにまとめ提出。それを分科会で複数回協議し、議会としての共通テーマとしてまとめ、決算審査に臨む。
- ・9月定例会議では分科会審査において、執行機関へ質疑を行い、執行機関が退出後、議員間討議を経て、分科会としての要望的意見・決議等をまとめる。

2. 市民との意見交換会の開催 政策サイクルの起点

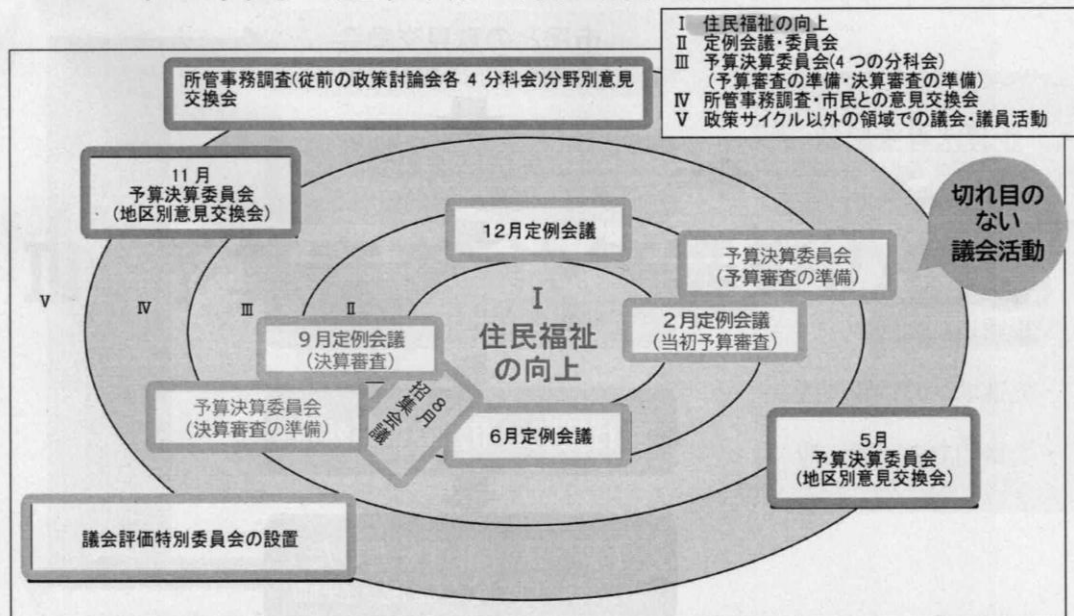
3. 本会議や委員会での議員間討議を実施 議決責任・説明責任を果たすため
4. 陳情を請願と同時に審査 提出者の意見陳述の機会の確保
  - ・陳情も請願と同様に審査を行い、参考人招致制度により、請願・陳情を提出された個人、団体の皆さんに委員会所管委員会で意見を述べていただき、その趣旨がどのようなものかを質疑応答で明らかにしている。意見陳述をいただいた内容を確認するために所管課から現状を聞き、見極めた上で最終的な判断を行っている。
5. 議長選挙・副議長選挙での所信表明会の実施 これからの議会改革の具体的方針を表明  
前述の説明の通り。
6. 議会評価の実施 議会の取り組みを評価
7. 通年議会の導入 ※令和4年8月より
8. 副市長・代表監査委員・教育長・教育委員の抱負表明 議会に対し、議案提案前に抱負表明の機会を設ける
  - ・議会に対し、議案提案前に機会を設けている。
  - ・ペーパー資料だけで判断するのは本当に適切に適切なのかを判断するため、代表者会議に来ていただき、抱負を表明していただいている。場合によっては質疑を行い、各会派で持ち帰り、最終的に市長が本会議に上程する。
  - ・ただ過去において、議会側としては、認めるわけにはいかないという場合があり、非公式だが、何回か交代していただいた経過もある。これは、普通に行っていたことなので、議会改革の1つの項目特徴として公表してなかったが、江藤先生から、このようなことをしている議会はほとんどないので、市議会の特として、公表すべきだというご指摘があり、特徴の中に入れていただいている。
9. 議会モニターの設置 ※新たな市民意見の公聴ツール
  - ・令和6年8月から新たに議会に対する様々なご意見をいただくモニター制度として、議長が委嘱している。  
現在44名、男性30名女性14名で、各団体や高校から推薦をいただき、年数回、ご意見を頂いている。17歳から80歳の幅広い年齢層で、各常任委員会や予算決算委員会の各分科会から情報提供し、それに対する意見をいただくこともある。この制度は、まだ1年ではあるが、非常によかったと思っている。

## II 政策サイクル

### ●会津若松市議会の政策サイクル

図をご参照いただきたい。

# 会津若松市議会の政策サイクル (1年間・通任期の議会活動)のイメージ



- ・ いただいたご意見を議会活動の基本にしているため、地区別意見交換会と各常任委員会主催分野別意見交換会も行っている。ご意見を広報広聴委員会で整理、課題の設定を行い、執行機関へ提言する。それをもとに執行機関の事務事業の執行状況を精査し、予算決算審査を通して評価を行い、場合によっては決議、附帯決、要望的意見で、議会の意思を当局に伝えるというのが政策サイクルの流れである。
- ・ この過程において、予算決算委員会で様々な手法で政策研究を行う。その1つが、学識経験者を招聘した勉強会、先進地の行政調査であり、委員会での討議もしっかり行っている。
- ・ 財政状況については、学識経験者を継続して招聘し、客観的なご意見をいただく勉強会も行っている。
- ・ 公共交通などの行政課題について、議会として調査研究の対象とする場合は継続して同じ先生に来ていただき、ご意見を伺っている。その時々タイムリーで、必要に応じた学識経験者、或いは実務経験者の方を招聘し、様々な調査研究に役立っている。
- ・ 議員活動を、1年間を大事にしながらも、任期4年間で今期は何をし、どのような審査とどのような議決をするか、様々な方針、方向性を常に考えている。このような議会運営により、執行機関の追認機関から脱却し、住民福祉の向上を目指す議会からの政策サイクルを作った。
- ・ 切れのない議会活動をしていく、最終的な事柄目標はあくまでも住民福祉の向上のために行っている。途中、目標を見失いがちなため、必ずチェック、確認しな

がら進めている。

- ・しかし、議員によって微妙な温度差や価値観の違いがある。微妙な違いが非常に大きな違いに発展する場合もあるので、共通目的として住民福祉の向上という旗印を常に掲げながら進めなければ間違った方向に議論が行きそうになるので、議長として念頭に置き、常にチェックしながら進めている。

#### ● 通年議会の特徴を生かした議会の再設計

- ・どうしても年 4 回の定例会議の開催期間中と休会中の活動では限界と不具合が生じてきた。公務性がない活動も、それを不採算なものとして取り扱っていいのかという議論もあった。活動中、万が一事故があった場合、公務災害適用をできないということもある。
- ・また、にコロナ禍には、国から様々な給付金が連続して出され、それを議会が議決しなければならず、その給付金が市民の手元に行く届くまでかなりの時間を要する。臨時議会を開くにしても、議会運営委員会を開き、期日を決め、議案書を受け取り、委員会付託をしてとなるとタイムラグが生じるので、スムーズに進めるためにはどうすればいいのかということになった。
- ・当市議会の実態は、年間通じて議会活動行っており、スムーズに議決することが市民の皆様のためになるのではないかとということで通年議会を導入した。  
その中で、審査審議は慎重に行わないのか、という意見が聞かれることがあったが、そうではなく、手続きを簡素化するということである。
- ・通年議会導入後と導入前との違いは、予算決算委員会において、市民との意見交換会の結果と政策討論会での調査研究を所管事務調査に位置付けしたことである。

#### ● 政策サイクルの具体的実践事例

##### ① 鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想（素案）の再構築に関する決議

鶴ヶ城周辺の複数の公共施設の利活用について市民意識と乖離があり、利活用構想の素案の変更を促した

##### ② 湊地区給排水施設未整備地区の早期解消に関する決議

猪苗代湖に沿った湊地区が水利権の関係で猪苗代湖の水が使えないという課題について、緊急性のある地域課題として特別委員会を作り、執行部に対応を迫った。

##### ③ 除雪に関する調査研究活動 利用度の高い指導の除雪排雪等

（今年の冬の助成金総額は 23 億円）

##### ④ 高校生の長距離通学の交通費助成

（義務教育ではないが湊地区へ 1 人当たり 2 万円支給）

### Ⅲ 予算審査・決算審査の連動

#### ● 予算・決算委員会の機能

- ・決算審査を重視し、様々な課題を次の予算審査に生かしていく。

12月から予算審査の準備を行い、各分科会の審査で論点を抽出し、その共通認識としての論点を当局に伝えて、2月の定例会議の予算審査に臨む。

定例会議でも同様に執行部へ質疑を行い、まとめる。

- 予算・決算委員会の機能 分科会ごとに抽出論点表（分科会の共通認識）を作成
  - ・ 抽出論点表には、始めに、各委員から様々な問題意識が出され、議論を行い、全市民的な論点として、最終的に1枚の各分科会での抽出論点シートにまとめていく。
  - ・ 単なる問題認識にとどまらずに、背景をしっかりとしていく。また、施策名及び課題論点でどういった論点にまとまったのか、それに対する予算科目は何なのかを整理し、実際には何を明らかにすべきなのかをまとめる。
  - ・ 委員会の中で論点をまとめているので、実際の質疑の際は、代表者が、論点抽出した部分の質疑を行い、それに対して各委員が重層的に質疑する。
  - ・ その後、委員間討議を行い、次回以降に向けた政策分野の課題等をまとめ、その議会終了時に振り返りをしっかり行い、次の予算審査の際、過去2、3年分を参考にしながら、決算と予算の連動を意識し、同じテーマであってもブラッシュアップしていく。
- 予算・決算委員会の機能
  - ・ 我々は市民の代表なので市民の意見をいかに政策に反映できるかを常に考えている。
  - ・ 個別の事務事業の審査については、総合計画のどこに位置付けられ、本来の目的は何か、まで戻って議論をしている。
  - ・ 議会が政策を話し合い、学び合える場としての議会活動、委員会の所管事務調査を行って行きたいと考えている。
  - ・ **市議会は当然ながら、議決責任、説明責任を大事にしており、これらを行うことにより、単なる賛成反対ではなく、一人一人の議員が市民に対峙した際、どういう経過をもって賛成になったのか反対だったのかを、しっかりと説明できることを目指している。**
  - ・ 予算決算委員会各分科会から、議会の意思としての政策提言として、決議・附帯決議・要望的意見を提出している。
  - ・ これは、賛成多数でも可能ではあるが、できるだけ総意になるよう議員間討議も行っている。
  - ・ **本会議では要望的意見の議決は必要なく、委員長報告の際の表明によって、執行機関へ提言している。**
  - ・ **分科会終了後、予算決算委員会の全体会を最終本会議の前に開き、他の委員会の内容をしっかりと理解し、最終本会議に臨むということになっているが、どこまでできているかはある。**今期から、予算決算委員会正副委員長、正副議長、各委員会の委員長が出席して調整会議を開き、横串を刺すような、委員会を超えた形の決議も

意識している。

- ・ 予算決算委員会正副委員長は他の分科会も傍聴し、特に論点抽出した部分と、議員間討議は最低でも把握してまとめていければならないと考えてる。
- 参考：委員間討議について
  - ・ 論点を整理し、争点を明らかにして適切な説明責任、議決責任をに果たすためには、議会運営委員会の確認の中で申し合わせ事項で**本会議における議員間討議をしっかりと行うことにしている。**
  - ・ 提案者と賛成者があれば議員会討議は成立するので、分科会の委員全員で行っている。
  - ・ 議員間討議は個人の意見の開陳ではなく、議論をすることによって争点や合意点を明らかにするものなので、まず提案していただく方を募り、提案者がいれば、説明を簡単に行い、それに対する賛同者を募って1名以上が参加すれば、議員討議が始まる。
  - ・ 賛否を問うものではなく、どういった論点に対して何をもって議論したいのかを説明いただく。
  - ・ 委員長が共通認識をまとめ、それに対しての一定程度の論点争点が明らかになったところで委員会討議を打ち切りとし、討論に移る。
  - ・ 論点抽出表を書くのには、議員の力量が問われる。書かなくても問題はないので、出さない議員もいる。この資料は当局にも届き、認知の度合いが違ってくる。

#### IV 市民との意見交換会

##### ● 市民との意見交換会

- ・ 地区別意見交換会と分野別意見交換会の2つがある。  
地区別意見交換会は、5月に予算の報告と11月に決算の報告と地区別のテーマについて行っている。  
分野別意見交換会は、分科会でのテーマに沿って各種団体と意見交換を行う。  
明日は除雪事業者団体の皆さんと、第4分科会建設委員会との分科会を行う予定。
- ・ 政策サイクルの中で市民との意見交換会を起点とすることは、具体的にいつ、誰が発言したのかが明確なので、提案する根拠、論拠となり、当局の対応が変わってきた。
- 補足① 予算決算委員会について
  - ・ 地区別意見交換会の班構成は、市内15地区に対し、それぞれの班が3地区を順番に担当している。
  - ・ 市民意見交換会で出された意見を広報広聴委員会が政策課題に整理し、予算決算委員会で10月定例会議と6月定例会議でそれぞれ報告を受け、政策課題等を整理し、それぞれの分科会で新たな調査研究テーマを決めていくというような流れであ

る。

- ・市民意見をいただいたものについては必ず答えを開示することになっている。
- ・**場合によっては要望等もあるので、それについては直接当局へ申し送り**する。
- ・具体的な市民意見を政策課題に整理し、シートに整理し、次の班に申し送りや、どのような課題がその地域にあるのかもわかるような資料ともなる。先ほどの決算審査予算審査と同様に総合計画に紐づけて整理している。
- ・開催結果を市民に必ず報告している。

## V 地方議会成熟度評価モデルの実装

### ●地方議会成熟度評価モデル

- ・政策サイクルが果たして本当に市民の皆様の福祉向上に資するものになっているのかを、何とか評価できないかということを取り入れた。
- ・試行錯誤しながら取り組んでいる。内部での評価だけではなく、外部評価をいただき、かなり厳しい評価をちょうだいする場面が多いが、総合評価をもとに、自分の持っているスキルの範囲内だけで判断するのではなく、客観的な評価に基づいた新たな議会改革をきちんと行うように、制度設計をしている。
- ・特別委員会を設置し、検討を具体的に行っているところである。
- ・現状認識の共有だが、今まで一緒に議員活動してきた議員間でも全く違う現状認識があり愕然とした。改めて現状認識については文字起こしを行い、議員全員で情報を共有し、共有認識にして行かなければ、政策課題もそうだが、議会の評価もうまくいかない。
- ・この議会評価の中で、議会として、住民福祉の向上とあわせて住民自治、市民の参画意識の向上にも寄与すべきではないかという課題も新たに設け、現在取り組んでいるところである。
- ・その他議会改革の議会の映像配信については、本会議の映像配信はダイレクト中継とYouTubeでアーカイブ配信を行っている。5月の連休明けにこの庁舎に移転し、委員会の配信については、配信できる体制を整えた。

しかし、すべて配信していいのかという意見もあり、現在検討中である。委員会審査の場合、公表できない内容や踏み込んだ議論もする可能性もあり、具体的な企業名や具体的な団体名を出して委員会で審査審議する場合もある。そういった場合の判断や、編集すればよいのでは、という意見もあり、現在慎重に検討している。

### ●結びに

私ども議員同士が議員間討議をするときには、主語は市民、この予算、この施策、この政策はこの計画は市民のためになるかどうかの、市民にとってどのような影響があるのかを念頭に置いて議論するのが必要だろうということである。

## 事前質問への回答

1. 決算審査における議選監査委員のかかわりについて  
議論をしたが、基準を順守することで審査に参加している。
2. ペーパーレス化について  
本会議の資料（予算書含む）以外は、ほとんどペーパーレス化、タブレットにしている。  
本会議の資料も、ペーパーレス化しようと検討している。
3. 議会情報発信における議員と事務局の役割分担について  
議会だよりの表紙のデザイン等は、愛知大学短期大学部の先生と学生のご意見をいただいている。議会から指示、提案したものを事務局で具体的な作業してもらっている。  
ホームページも事務局に作成してもらっている。

### 【質疑応答】

- Q：通年議会制を取ると、相当議員活動の日数が取られるようだがいかがか。
- A：かなり取らる。兼業は、一議員であればいいかもしれないが、委員長、副議長、議長となると非常に難しいのではないか。
- Q：議会制度検討特別委員会の市民委員 2 名の選出方法は。
- A：現在は市民委員は入ってもらっていないが、公募制である。各委員には、応募動機文書の氏名を伏せて、内容を審査し、男性 1 名、女性 1 名、女性 2 名で、決定した時期もあった。
- Q：市民との意見交換会について、筑紫野市議会も様々な取り組みを行ってきたが、政策提言に生かすまでには至っておらず、市民は、何か言ってやろうという思いで参加され、議員泣かせのようなこともある。15 地区はどのような区分けなのか。意見交換のテーマ設定は、市民から出されたのかそれとも議会が示すのか、また、周知について伺いたい。
- A：15 地区は小学校区単位である。テーマについては、各班の担当議員が、区長さん、町内会長さんなど、各地区の代表の方と話し合っている。例えば、うちの地区は高齢化の課題の中でも、特に老人クラブのあり方について問題がある、或いは少子化で、子ども会がなくなりそうだ、等をテーマとして選定している。  
広報については、課題があり、チラシ等を作る、ホームページでの周知、市政だよりや議会だよりの告知するが、地区回覧板の回覧も非常に困難になってきており、地区の皆さんに周知するとの非常に難しい。
- Q：抽出論点表の論点を整理は、誰がどのように行うのか。
- A：各分科会で出してもらい、その合議体で検討し決めていくが、大変な作業となる。このシートを埋めるだけでも大変で、論点をどういうふうに出して、具体的な予算或いは決算の項目の質疑で何を明らかにしていくのかなど、連動できていくと非常にす

ばらしい政策議論ができるようになるが、そこまで行き着くのは、なかなか難しい。時間もかかり、大変な作業となる。

様々な議員おり、そこまでする必要が果たしてあるのかという意見もある。意見交換会で出された意見から論点抽出して、シートで上げ、政策総合計画にどう紐付けるのかは、大変だが、できれば、委員会の審議審査もスムーズに進んでいく。

Q：筑紫野市では2代前の市長までは10年単位の総合計画だったが、市長が交代して自分の任期4年で総合計画を作られるようになった。御市の場合はいかがか。

A：総合計画は10年となっている。

Q：副市長・代表監査委員・教育長・教育委員等の抱負表明についてだが、実際に交代されたお話があったが、どのようなことがあったのか。

A：抱負表明していただいたが、思想的に問題があるのではないかとの質疑があり、それに対する答弁内容が、その職にはふさわしくない、と判断した。人事案件なので、本会議で否決するわけにいかないの、なかなか難しい。

Q：スキームづくりは何を参考にされてたのか。

A：最初の時点では、先進自治体があったので参考にさせていただいた。非常に理念的な言い方だが、これを制度設計するのに、最終目的は住民福祉の向上だということで、そのために、どういうプロセスが審査に必要なのか、議決責任とそれに対する説明責任を果たすためにはどうすればいいのか等、或いは様々な場面で最終的にどういう方向でどういう仕組みがいいのかを決める際は、それぞれの議員の最終目的は同じなので、住民福祉の向上につなげるようにするが、思いは議員によって異なるので、手法が違ってくる。その手法の違いを、協議の中でやりとりしながら、この方法がいいと選択していく進め方である。

Q：議会改革でこういったスキームで今行われており、実際にその議会として、住民福祉の向上等を、わかりやすく市民に伝えるものはこういったことを行われているのか。

A：難しい。昨日もわくわく学園っていうのを行い、65歳以上の高齢者の皆さんが生涯学習をされる教養講座の講師を90分ほど務めたが、今日お話しした内容の一部を伝えたがなかなか難しかった。理由は、市民の皆さん普段議会など、頭の片隅にもなく、何か困ったことがあったときに、議会を意識される様子だからではないか。

Q：予算決算委員会を分科会で審査する方向が最終的な目的だったが、全体会のほうがいいのかという意見もある。アドバイスをお願いしたい。

A：分科会には、会派から1人以上必ず参加しており、各分科会の中で深めていった議論は必ず会派に持ち帰り報告し、適宜適時全員協議会を開いて、その分科会で深めた内容の共通認識、共通理解を図っていくという作業を繰り返し行っている。これがベターと感じているが、ベストなのかどうかというと、自信を持って言えない。全員議員全員での共通認識、共通理解はなかなか難しい。

議員もなかなか理解していただけないものを市民の方に理解してもらうためには、

何十倍もの工夫が必要である。

Q：各常任委員会が非常に充実していなければ、この制度は成立しないと思うが、議員個人の資質の向上については、どのような工夫をされ、議案の読み込みなりにどれぐらいの時間をかけているのか。議員間討議がどのように行われてるのか伺いたい。また、議会図書室を議員の政策実現にどのように繋がっているのかお尋ねしたい。

A：議員間討議については、そのテーマ、或いはその委員会によって幅がる。クオリティが高い、低いという言い方をすればそれまでだが、その時々様々状況によって違うが、それを高めようとするのは、いかがなものかなと考える。多種多様な意見があるのは間違なく、意見のぶつかり合いが大事であって、議員間討議のプロセスを重視することが大事だと考えている。

それぞれの分科会は委員長が運営しているが、それを補完する意味で、各委員会の正副委員長と正副議長との調整会議を適宜開き、情報共有も行っている。

議会図書室については、各会派から購入希望を募っている。ただ、どうしても本当に必要なものは、政務活動費で図書を購入するので、議会全体として充実させていくことは課題であると考えている。電子書籍の方を実施させるべきだという意見もあり、それも課題だと認識している。

#### 【まとめ】

合併を機会に、議会運営を見直す必要性から始まり、当然とはいえ、市民本位の立場で自由闊達な議論を戦わせ、より適切な政策を決定し、執行を監視する視点での議会改革。通年議会を導入されていた。予算決算委員会において、市民との意見交換会での意見と、政策討論会での調査研究を所管事務調査に位置付けすることなど、学ぶことが多かった。

予算決算は、委員会別に審査されていたが、これがベストかどうかはあるという考えを示された。

筑紫野市議会としても実施していることもあるが、議会運営について、行政課題について、識見者や専門家を招聘しての研修や評価を頂くこと、議会モニターなどは大変参考となった。

何を学んだのか、何を指すべきか、議会全体としての検討を進めることが求められるのではないだろうか。

以上  
西村和子

【視察状況写真】

